

6. 国民健康保険

◆加入する人

勤務先の保険に加入している人や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外の人は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。また、外国人の方で、在留資格が今後3カ月未満の人に対しても、国民健康保険が適用されることがあります。（詳しくはお問い合わせください。）

◆国民健康保険の加入の手続き

次の時は、保険年金課、北部合同庁舎くらし窓口課または各支所窓口で本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）を持って届けてください。

このようなとき	必要なもの
勤務先の健康保険をやめたとき （退職・任意継続資格喪失など）	勤務先の健康保険をやめた日が分かる書類 本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード・在留カード・パスポートなど）
他市町から転入するとき （転入届時に受け付けます）	転出証明書、または在留カード 本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード・在留カード・パスポートなど）
子どもが生まれたとき （出生届時に受け付けます）	母子健康手帳 ※出産育児一時金を支給する場合があります。 （詳しくはお問い合わせ下さい。） 本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード・在留カード・パスポートなど）

◆国民健康保険証

国民健康保険に加入すると、「国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）」が交付されます。

「国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）」には、加入した人の住所、氏名が記入されていますので、大切に保管し、医療機関等を受診される時は、必ず医療機関の窓口で提示します。

◆医療機関における負担額

病気やけがで治療（診察・薬剤の支給など）を受けた時の自己負担額は、下記のとおりです。

一部負担額

小学校就学前児童	医療費の2割
小学校就学以後 70歳未満の人	医療費の3割
70歳以上 75歳未満の人	医療費の2～3割 （一定以上所得のある人は3割）

※災害や失業などで収入が一時的に減少し、一部負担金の支払いが困難な時は、一部負担金の徴収猶予や免除（入院のみ）を受けることができます。（ただし審査があります）

◆次の給付を受ける時は、保険年金課、北部合同庁舎くらし窓口課または各支所窓口へ申請をしてください。

種類	内容	必要なものなど
高額療養費	1か月の保険適用医療費の自己負担額が、限度額を超えた場合、超えた分を支給します。 ※差額ベッド代・食事代・保険外診療などは対象になりません。 ※自己負担限度額は年齢や所得によって異なりますので、くわしくは、お問い合わせください。	※世帯主が申請してください。 ・国民健康保険被保険者証 ・領収書の原本 ・振込先の口座が分かるもの
入院中の食事代	入院中の食事の負担額を所得に応じて減額できる場合があります。入院する人は事前に申請してください。	※世帯主が申請してください。 ・国民健康保険被保険者証
高額医療・高額介護合算療養費	医療費・介護サービス費のそれぞれの自己負担限度額を適用した後、それでも残る自己負担額の1年間の合計が高額となる場合に、限度額を超えた分を支給します。	※世帯主が申請してください。 ・国民健康保険被保険者証 ・自己負担額証明書 ・振込先の口座が分かるもの
補装具代	コルセットなどの補装具をつけたとき、申請により審査で認められた場合、支払った額の一部を払い戻します。	※世帯主が申請してください。 ・国民健康保険被保険者証 ・領収書 ・医師の意見書と装着証明（治療用装具製作指示装着証明書） ・振込先の口座が分かるもの
出産育児一時金	国民健康保険に加入している人が出産したとき（流産、死産であっても妊娠85日以上であるとき）は、世帯主に50万円を支給します。 ※産科医療補償制度未加入の医療機関での出産や在胎週数22週未満の出産は48万8千円を支給します。 ※直接支払制度・・・ 出産育児一時金を出産費用に充てるため、医療保険者から直接医療機関へ支払う制度です。出産する医療機関で手続きしてください。（直接支払い制度を利用する場合、出産費用が出産育児一時金より安い時は差額を支給します。）	※世帯主が申請してください。 ・国民健康保険被保険者証 ・振込先の口座が分かるもの ・出産費用の領収（または請求）明細書 ・母子健康手帳 ・妊娠85以上の流産、死産の場合は医師の証明等
葬祭費	国民健康保険に加入している人が死亡したとき、死亡届出人に5万円を支給します。	※葬祭執行者（死亡届出人）が申請してください。 ・振込先の口座が分かるもの
高額医療費資金貸付	高額療養費支給見込額を貸し付けます。 ※国民健康保険料（税）完納世帯の人に限りです。 希望する人は、相談ください。	※世帯主が申請してください。 ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 ・医療機関等の請求書
人間ドック助成	国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の人が、人間ドックを受ける場合、事前の申請により費用の一部を助成します。 ※国民健康保険料および市税完納世帯の人に限りです。 ※申請受付期間を設けています。受付期間は市広報や市ホームページでお知らせいたします。	※受診者が申請してください。 ・国民健康保険被保険者証

◆国民健康保険を脱退するとき

このようなとき	必要なもの
死亡したとき (死亡届時に受け付けます)	国民健康保険被保険者証 死亡を証明するもの ※葬祭費を支給します。
勤務先の健康保険に加入したとき	国民健康保険被保険者証 勤務先の被保険者証
他市町村へ転出するとき	国民健康保険被保険者証

◆国民健康保険料

国民健康保険料は次の方法により、所得や世帯の人数によって世帯単位で毎年決められ、世帯主が納付義務者になります。

- ① 所得割額（加入者の前年所得額に応じて計算）
- ② 均等割額（加入者数に応じて計算）
- ③ 平等割額（1世帯あたり定額）

※ 医療分と後期高齢者支援金分をそれぞれ算出します。

※ 国民健康保険の加入世帯で、世帯主と被保険者の合計所得が基準額以下の場合は、均等割と平等割を軽減します。軽減割合は、所得に応じて7割、5割、2割です。

※ 40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者は、介護保険分も合算して納付していただきます。

※ 非自発的事由(解雇等)により失業された方には保険料が軽減される場合があります。

※ 未就学児の均等割は、世帯の所得に関わらず5割軽減します。

◆国民健康保険料の納期限

国民健康保険は被保険者の皆さんの保険料で運営しています。必ず、納期限までに保険料を納めてください。

国民健康保険料の納期限は、次に示す各月の末日です。ただし、末日が土・日・祝日の場合は翌日になります。納期限を過ぎると督促手数料及び延滞金が追徴されます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	-	-	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

◆納付は安心して便利な口座振替で

口座振替納付は手数料が不要で、納付に出向く必要や納め忘れの心配もなく、安全・便利・確実です。口座振替を是非ご利用ください。

口座振替のお申し込み(ゆうちょ銀行以外)は、取扱金融機関、保険年金課、北部合同庁舎くらし窓口課または各支所窓口で受け付けます。ゆうちょ銀行の口座振替のお申し込みは郵便局の窓口で受け付けます。

◆取扱金融機関など

・次の金融機関などで口座振替および窓口納付ができます。

滋賀銀行	大垣共立銀行	長浜信用金庫	関西みらい銀行
京都銀行	北びわこ農業協同組合	レーク伊吹農業協同組合	滋賀県信用組合
近畿労働金庫	滋賀県民信用組合	ゆうちょ銀行・郵便局	

◆コンビニでも納められます（金額が30万円未満のものに限ります）

・納付書にバーコードがあるものは、下記のコンビニエンスストアでも納付できます。

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート	ミニストップ	デイリーヤマザキ
ヤマザキデイリー ストアー	スリーエイト	コミュニティ・ストア	ポプラ	生活彩家
くらしハウス	ニューヤマザキデイリーストア	MMK設置店※		

※市内のMMK（マルチメディアキオスク）設置店は、イオン長浜店です。

◆キャッシュレス決済でも納められます（金額が30万円以下のものに限ります）

クレジットカード・インターネットバンキング・PayPay・LINE Pay等で納める
ことができます。専用のアプリをダウンロードしたスマートフォンとバーコード付き納付書が
あれば、いつでもどこでも納付できます。

※市から領収書は発行されませんのでご注意ください。また、納付証明書が発行可能になるまで
最長1ヶ月程度かかる場合があります。

保険年金課	65-6512
-------	---------